

発議第 8号

必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

平成26年12月18日 提出

提出者	江差町議会議員	小野寺	真
〃	〃	小林	栄治
〃	〃	折戸	幸博

賛成者	江差町議会議員	小笠原	淳夫
〃	〃	薄木	晴午
〃	〃	若山	明廣
〃	〃	萩原	徹
〃	〃	室井	正行
〃	〃	飯田	隆一
〃	〃	大門	和子

【提出先】内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、財務大臣

必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書

6月の通常国会で「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(医療介護総合法)が可決されました。要支援者の訪問介護と通所介護が介護予防給付から外されます。これは、多くの利用者、介護事業所、現場職員、自治体などから法案提案前の段階で反対意見が強く出されたため、要支援者の介護保険サービスすべてを取り上げる案を取り下げた経緯があります。また、特養への入居・入所も要介護3以上に制限するとしています。認知症の利用者では「軽度」の方が徘徊するなど介護する上で大変な事例はよく見られることです。「軽度」のうちに適切な介護を受けることで心身の機能が維持されることは多くの介護現場で認められているところです。さらに、一定以上の収入のある方の利用料2割負担への引き上げ、低所得者の施設入所の居住費・食費を軽減する補足給付を制限するなどこれまでにない負担と給付制限が加えられようとしています。

つきましては、介護を必要とする高齢者がこれまでどおり介護福祉士など専門性を持った職員によるサービスを継続して受けられるよう要望するものです。また、多くの介護事業所で賃金労働条件の厳しさから介護・看護職員の人手不足が深刻化しています。特に広大な過疎地を有する北海道では看護師、理学療法士などの専門職を確保することは困難になっており、必要な処遇改善とそのための方の国庫からの援助を強く要望するものです。

誰もが必要な介護サービスを受けられるように、介護保険料の負担を軽減し、介護サービスの基盤整備を図られるよう自治体に必要な財源を援助する必要があると考えます。以上の趣旨から、下記の通り要望するものです。

記

1. 要支援者・要介護者へのすべての介護サービスをこれまで通り保険で継続すること
2. 介護報酬を大幅に引き上げるとともに、国の責任で介護職員の確保・処遇改善のための施策を早急に講じること
3. 介護保険料の値上げを抑え、介護の基盤整備を推進するため、国は地方自治体に必要な財源を援助すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月18日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫